滞在型観光まちづくリプロジェクト推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1.目的

本要領は、「滞在型観光まちづくリプロジェクト推進業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2.業務概要

- (1) 業務名称 滞在型観光まちづくりプロジェクト推進業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- 3. 見積上限額

30,000,000円以内(消費税額及び地方消費税額含む)

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

平成30年6月26日(火) : 公募開始(ホームページ)

平成30年7月 2日(月)17時:質問提出〆切

平成30年7月 4日(水):質問回答予定(ホームページ)

平成30年7月10日(火)17時:参加申込〆切

平成30年7月23日(月)17時:企画提案書等の提出締切

平成30年7月25日(水):審査(書類及びプレゼンテーション審査)実施予定

平成30年8月 1日(水) :審査(書類及びプレゼンテーション審査)結果通知送付予定

6.参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成25年津山市告示第85号)に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。) でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (6) 本業務と同種業務又は関連業務を公共団体等から受注した実績があること。

(7) 実施にあたり、観光振興課と業務期間中に実施方針や業務内容等について十分な協議ができること。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式第6号)により、FAXで提出すること。

- (2) 提出期限 平成30年7月2日(月)17時まで(必着)
- (3) 提出場所 FAX番号(0868)32-2154
- (4) 回答方法 津山市のホームページにて公表 津山市ホームページ https://www.city.tsuyama.lg.jp/
- (5) 回答日時 平成30年7月4日(水)予定

8.参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係 諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- イ 営業実績書(様式第3号)
- ウ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第8号)
- エ 直近年度の国税の納税証明書の写し (申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できること。)
- オ 津山市発行の市税等納税証明書(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。津山市に課税 がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。)
- カ 商業登記簿謄本又はその写し
- キ 財務諸表の写し(直近決算のもの)
- (2) 提出期間 平成30年7月10日(火)17時まで(必着)
- (3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参した ものについては受付しない。

(4) 提出場所 津山市産業経済部観光振興課

〒708-8501 岡山県津山市山北520 TEL(0868)32-2082 FAX(0868)32-2154

(5) 参加承認の可否

提出された(1)の申請に対して、参加資格の有無を確認の上、承認の可否結果を7月11日(水)に連絡します。

- 9.企画提案書提出期日及び作成方法
 - (1) 提出期限 平成30年7月23日(月)17時まで(必着)
 - (2) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参した ものについては受付しない。

(3) 提出部数

9部(正本1部・副本8部)

(4) 提出場所

津山市産業経済部観光振興課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0 8 6 8) 3 2 - 2 0 8 2 FAX (0 8 6 8) 3 2 - 2 1 5 4

(5) 提出書類

ア 企画提案書(様式第2号)

以下の項目について記載すること。なお、用紙のサイズはA4(縦・横どちらでも可)とし、様式は任意とする。

業務実施体制

業務の進行・実施に対する体制について記載すること。

業務実績

日本版 DMO 設立に関わる業務実績を記載すること。

スケジュール計画

業務期間のスケジュールについて、一連の業務の流れが分かるように記載すること。

津山版DMO設立支援について

津山版DMO設立支援の具体的な手法・実証を記載すること。

体験プログラムの造成・流通

体験プログラム造成・流通に係る実施体制、一連の業務プロセスを記載すること。

その他独自提案

その他に特筆すべき独自提案がある場合は記載すること。

イ 提案価格書(様式第4号)

様式第4号と合わせて、内訳書も添付すること。内訳書の用紙サイズはA4縦とし、様式は任意とする。

ウ 業務協力契約予定書(様式第5号)

本業務を、提案者以外の事業者と協力して実施する場合に提出すること。

10. 資料閲覧

企画提案書の作成にあたって下記の資料を閲覧可能とする。

(1) 資料名称

ア 「滞在型観光まちづくりプロジェクト推進業務」報告書(津山版DMO設立計画書含む)

イ 平成28~29年津山市宿泊旅行統計調査

ウ 津山市観光入込客数一覧表(平成26年~平成29年分)

- (2) 閲覧期間 平成30年6月26日(火)~7月23日(月)17時
- (3) 閲覧場所 津山市役所 4階 観光振興課 〒708-8501 岡山県津山市山北520

11. 審査時期及び審査方法

本プロポーザルの審査ついては、以下のとおり実施する。

- (1) 審査時期 平成30年7月25日(水)予定
- (2) 審査場所

津山市役所 2 階 第 3 委員会室 〒 7 0 8 - 8 5 0 1 岡山県津山市山北 5 2 0

(3) 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書及び見積書、並びに企画提案にかかるプレゼンテーションを別紙「滞在型観光まちづくリプロジェクト推進業務委託事業者審査基準(優先交渉権者の選考方法)」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

12.審査基準及び配点

本プロポーザルは別紙「滞在型観光まちづくりプロジェクト推進業務委託事業者審査基準(優先交 渉権者の選考方法)」に基づき審査する。

13. 審查結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

- (1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。
- (2) 通知時期 平成30年8月1日(水)予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

14. 契約

最優秀提案者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。 なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

15.情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名(最優秀提案者以外の者は仮名で公表する)
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の 規定(開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益 を害する恐れがあるもの)に基づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面(任意様式)により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合
- (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

- (5) 審査において最優秀者の評点が同点の場合においてはくじ引きとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問合せ先

津山市産業経済部観光振興課 担当者:横山・杉山

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL(0868)32 2082 FAX(0868)32 2154